

第二十二回 参議院大蔵委員会會議録第一号

昭和三十年三月二十六日(土曜日)午前十一時六分開会

昭和三十年三月二十三日議長において、本委員を左の通り指名した。

理事 西川基五郎君
山本 米治君
委員 木内 四郎君
白井 勇君
藤野 繁雄君
宮澤 喜一君
片柳 眞吉君
小林 政夫君
前田 久吉君
岡 三郎君
野澤 勝君
中川 幸平君
鮎川 義介君
政府委員 大蔵政務次官 藤枝 泉介君
大蔵省主計局長 正示啓次郎君
大蔵省主計局次長 木村常次郎君
大蔵省主計局常任委員 小田 正義君
大蔵省主計局専門委員 白石 正雄君
大蔵省主計局税務課長 崎谷 武男君
大蔵省主計局法規課長 村上孝太郎君

案(内閣送付、予備審査)
○国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案(内閣送付、予備審査)
○委員(青木一男君) それではこれより大蔵委員会を開きます。
一言御挨拶を申し上げます。私、今回ばかりも当委員会の委員長に選挙されました。ふなれな者であります。委員各位の御協力、御支援によってその職責を全うしていきたいと思ひます。どうぞ何分よろしく願ひます。
(拍手)
これより理事の互選を行います。本委員会の理事の数は五名でございます。互選の方法は成規の手続を省略して、先例により委員長より指名することに御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。
それでは本委員会の理事に、西川基五郎君、山本米治君、土田国太郎君、平林剛君、松永義雄君を御指名申し上げます。

○委員長(青木一男君) 次に、一、国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案(予備審査)、二、期限の定めのある租税に関する特例の期限を変更するための法律案(予備審査)、三、国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案(予備審査)、以上三案を一括議題として提案理由の説明を聴取いたします。
○政府委員(藤枝泉介君) 私このたび大蔵政務次官を拝命しました藤枝でございます。甚だ不敏のものでございませう。何とぞ皆様方の御指導のほどをお願いいたします。
ただいま議題となりました国債整理特別会計法を廃止する法律案外二法律案の提案の理由を御説明申し上げます。
まず国債整理特別会計法を廃止する法律案について申し上げます。この特別会計は、昭和二十三年七月十九日競馬の国営移管に伴い、競馬投票券の発売に関する経理を明らかにするため設けられ、その後、国営競馬全体の収支を明らかにいたしましたため、昭和二十四年四月全面改正を行い現在に至っているものであります。昨年日本中央競馬会の設立に伴い、同年九月十六日に国営競馬が民営に移され、同会に引き継がれることとなりましたので、昭和二十九年度限りこの会計を廃止し、その資産及び負債を一般会計に引き継ぐ等必要な措置を講じようとするものであります。
次に期限の定めのある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。
政府は、昭和三十年度予算に関連して、別途税制改正に関する法律案を本国会に提出する予定であります。この改正は、諸般の状況を考慮し、本年七月一日から実施したいと考えて

おりますので、租税特別措置法その他課税の軽減免除の特例を定めた法律の規定のうち、その適用期限が本年三月末日までと定められているものにつきまして、その期限をとりあえず本年六月三十日まで延長することといたしたいのであります。
次に本法律案の概要を申し上げます。と、利子所得、配当所得及び証券投資信託の収益の期中分配金に対する所得税については、本年三月三十一日まで軽減税率により源泉徴収が行われることとなつております。利子所得に対する所得税の免除、配当所得に対する課税の軽減を行いたいと考えておりますので、さしあたり、六月三十日まで三ヶ月間、この軽減措置を継続しようとするものであります。なお、この措置に伴い、本邦に住所又は一年以上居所を有する個人等が本年六月三十日まで一〇%の税率による分離課税の特例措置を存続しようとするものであります。また、十四インチ以下のブラウン管を使用したテレビジョン受像機に対する物品税の軽減、産業用の重要機械類、児童給食用乾燥脱脂ミルク及び炭化水素油等の関税の減免措置についても、その期限が三月末日限りと定められておりますので、これを三ヶ月延長しようとするものであります。
最後に、国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案につきまして提案の理

同日議長は左の者を委員長に指名した。

青木 一男君

青木 一男君

出席者は左の通り。
委員長 青木 一男君

由を御説明申し上げます。

第一に、昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度における國債整理基金に充てべき資金の繰入の特例に関する法律の一部改正について御説明申し上げます。昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度におきましては、最近における財政の状況にかんがみ、かつ、経理の簡素化を図るため、國債の償還に充てたるための資金の繰入の特例といたしまして、國債の元金償還に充てたるため一般會計から繰り入れるべき金額は、財政法第六條の規定による前年度の歳入歳出決算上の剰余金の二分の一相当額にとどめ、國債整理基金特別會計法第二條第二項の規定による前年度当初國債償還額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰入は、これを要しないこととする。日本国有鉄道及び日本電信電話公社が日本国有鉄道法施行第九條又は日本電信電話公社法施行法第八條の規定により政府に対し負う債務の償還元利金は、國債整理基金特別會計に繰り入れ、当該金額について一般會計から償還資金等の繰入があつたものとみなす特別の措置が講ぜられたのであります。他面、政府といたしましては、これらの措置と併行して國債の償還に関する制度自体につきまして検討を加えたのであります。現在、現行のところに、まだ結論を得る段階に至っておりませんので、とりあえず、昭和三十年度の暫定予算の期間中も、この特別措置を講ずることといたさうとするものであります。

第二に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正について御説明申し上げます。昭和二十九年年度におきまして、政府は、國の財政の健全化等の目的から補助金等につきまして整理する必要を認め、昭和二十九年年度予算において所要の措置を講ずるとともに、第十九回國会に補助金の臨時特例等に関する法律案を提出し、御審議の上、これが成立をみたのであります。本法は、本年三月三十一日限り効力を失ふこととなつておりますので、その有効期限を昭和三十年度の暫定予算の期間中延長するため、この法律案を提出した次第であります。

政府といたしましては、目下補助金等につき鋭意検討中でありまして、その結果は、いずれ、本予算の中に盛り込まれるとともに、補助金等に対する新たな法的措置として御審議をお願いすることになるであらうと思はれるのであります。従ひまして政府といたしましては、補助金制度全般にわたる結論を御審議願ひに至るまでの暫定措置として、本特別法の期限を暫定予算期間中延長いたすことが妥當であると考へて本法案を提出した次第であります。

なにとぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(青木一男君) 次に、法案の内容につきまして、少し詳しい御説明を伺いたしたいと思います。

○説明員(村上孝太郎君) ただいま政務次官から提案理由を説明していただきました。

最初の法律案につきましては御説明申し上げます。國営競馬特別會計法を廃止する法律案という刷り物がお手元にあると存じますが、それにつきまして簡単に御説明をいたしたいと思います。

この法律案の内容は、特別會計法を廃止いたしますときの大体例文的なものでございます。で、本文は國営競馬特別會計法を廃止するというところでございまして、附則にその経過的な二、三の点について規定してございまして、一項はその施行期日をきめたものでございまして、二項、三項、四項は、これも普通の特別會計法を廃止しますときのすべて例文でございまして、二項につきましては、決算につきましては、「なお従前の例による」のである。従つて、毎特別會計年度の歳入歳出決算を作成して、一般會計の歳入歳出決算と一緒に國会に提出いたしますというところでございまして、

それから三項と四項でございますが、三項のほうは、この特別會計法を四月一日から施行いたしますので、四月一日現在でもつてすべての特別會計に属します資産、負債を一般會計に承継いたしたいわけでございまして、御存じのごとく、會計法規によりまして、歳入歳出につきましては四月一ぱい、いわゆる出納整理期間というものが許されております。従つてこの出納整理期間のない過年度の債権とが過年度の支払債務につきましては、四月一日現在をもつてすべて一般會計に承継いたしますが、出納整理期間のある前年度の債権とが債務につきましては、四月一ぱい債権債務の整理をいたしましてから一般會計に引き継ぎます。こういう意味の書いてあるのが四項でございます。三項にはそこに書いてございしますように、資産、その資産からは「現金及び昭和二十九年年度の収入金に係る權利を除く」と書いてございしますから、四月一日をもつて移ります資

産は過年度の債権になります。過年度の未収債権が大体七百五十万ぐらいございまして、それからもう一つの資産としては動産でございまして、これはいわゆる中央競馬あるいは地方競馬の監督をいたしております農林省の官吏の机とか椅子とか、そういうふうな動産でございまして、それが大体見積りまして七百万円ばかりございまして、この二つが資産といたしまして四月一日現在をもつて一般會計に引き継がれるわけでございまして、それから負債につきましては勝馬投票券の取りに來ておりまして、その払い戻しの金が少し残っておりまして、これは大抵競馬法の規定によりまして時効が一年で完済いたしましたので、われわれの予想ではほとんどないだろうというふうに考へております。

それから四項のほうで四月一ぱいに債権債務を整理いたしまして一般會計に引き継ぎます前年度の資産、負債といたしまして、資産としては大体現金が四億五千万ぐらい残る予定でございまして、これはおそろくは三月一ぱい、その大部分は承継、一般會計に残されることになると思ひますけれども、今年の競馬関係の納付金は従來納付されております約四億七千万円ばかりの金と合せまして約九億の納付金が必要になると、こういうことになるわけでございまして、それから負債のほうは大体一千万円ばかり残っております。これも先ほど申し上げました。昭和二十九年年度におきまして、売出した勝馬投票券で取りにこない払戻金というものが大部分でございまして、これは一般會計の負債として承継されまして、もし取りにくるものがあれば、いわゆる賠償償還金というふうな費目から支払われ

ることになるのであります。

それから五項と六項、これもこの特別會計を廃止するにつれての措置でございまして、

五項は従來農林省設置法にございしますところの國営競馬特別會計の経理事務をするという規定を、特別會計を廃止します結果、当然に削除しなければなりませんので、その削除するという規定でございまして、

第六項は退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てたるための特別會計等からする一般會計への繰入及び納付に関する法律の一部を改正する規定でございまして、これは政府職員がやめましたときに、いわゆる失業保険に相当します百八十日分の金額に比しまして、退職手当が少ないときにその差額を職業安定所から支給する、そのために財源をこの特別會計から一般會計に繰入れるという規定でございまして、國営競馬特別會計が廃止されまして、職員がいなくなりますので、これは削除する、こういう内容でございまして、簡単にございまして、

○説明員(白石正雄君) 期限の定めのある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案につきまして内容の御説明をいたします。

先ず第一条であります。第一は租税特別措置法の第二条の二、第二条の四、第二条の五の、この三つの条項につきまして期限の延期を規定してあります。

第二条の二は利子所得課税関係。第二条の四は配当所得の課税関係。第二条の五は証券投資信託の収益の分配に対する課税関係であります。

先ず第二条の二から御説明申し上げます。

すと、利子所得につきましては所得税法の基本法におきましては、二〇%の税率で源泉徴収いたしまして、そうして最後に申告のときに総合を課税する、こういう建前になっておりますところ、現在租税特別措置法によりましては、一〇%の源泉課税をする、さらに一割で分離課税をする、こういう二つの事項を規定しているわけでありす。

利子所得につきましては、三十年年度の税制改正によりまして全免をしたいというようになことをたゞいま考えておりますので、その実施の時期が大体七月一日ころと予定いたしまして、とりあえず現在の現行法におきまして措置を六月三十日まで続けようというために、一割の源泉課税をそのまゝ六月まで続けて、さらに六月三十日までのぶんにつきましては、これは一割の分離課税で、総合をしない、この二つの事項を規定しようとしているわけでありす。

次に配当所得課税であります、これも所得税法の基本におきましては、二割で源泉徴収をいたしまして、最後に申告のときに総合をして、配当金額の二五%の税額控除をする、かように相なっておりますところ、租税特別措置法におきましては、そのうちの源泉徴収税率分のみにつきまして一五%に軽減をするということに相なっているわけでありす。それでその一五%の源泉徴収税率をそのまま六月三十日まで続けるというのが改正案の内容でございます。

次に証券投資信託の収益の分配に対する課税でございますが、これは所得税の基本法におきましては、期中に分

配せられます収益金につきましては、これを配当所得とみなしまして、配当所得同様の取扱いをいたしているわけでありす。これを租税特別措置法におきましては、その期中分配金のうち三分の一相当額は譲渡益から成るものと考へまして、譲渡益は御承知のように所得税法では非課税の取扱いをいたしておりますので課税をしない。従いまして三分の二につきまして配当所得と同様の課税関係を行うという意味におきまして、期中分配収益金の全体につきましては一割の源泉徴収をするというものを規定いたしておりますので、これを六月三十日まで続けようとするものでございす。これが第一条関係でございます。

次に第二条の関係では、関税率と物品税法につきましてそれぞれ一部の改正をしようとしているわけございす。

先ず関税率法でございますが、これは附則第五項、第八項、第十項及び第十一項の、これらの項につきまして、それぞれ期限を六月三十日まで延期しようとするものでございす。附則第五項は重要機械類に對しますところの特別の規定になっております。これは関税率法の税率は一五%乃至三〇%の税率になっておりますところ、現在これは免税にいたしているわけでありす。

それから第八項乾燥脱脂粉乳関係でございますが、これは関税率法では二五%の税率になっておりますところ、これを現在免税にいたしているわけでありす。

附則第十項は、大豆、それから原油、重油のほか各種の物品が規定され

ているのでありますが、これは二〇%から五%まで各種の税率で課税することになっておりますところ、いずれも現在免税と相なっておりますので、その措置を続行しようとするものであります。

附則第十一項関係は揮発油、灯油その他のものでございす、これは関税率法では三〇%乃至一〇%の税率で課税することになっておりますところ、現在これを一〇%程度に、ある物によりましては半分程度の税率で課税するようになしておりますので、これもそれを流ししようとするものでございす。

次に二番関係の物品税法の一部を改正する法律、附則第二項でございす、これは小型テレビジョンの受像機に對する物品税は本来三〇%の税率になっておりますのを、これは一二%の軽減税率で課税いたしておりますので、これをとりあえず六月三十日まで一二%の税率にしようとするものでございす。

以上がこの法律案の内容でございす。○説明員(村上孝太郎君) それでは私から第三番目の法案の御説明を申し上げます。内容は簡単でございす、が、ちょっと見かけが複雑になっておりますので、新旧対照表というものがついておりますが、まずそちらの方から御覧になっていただきたいと思います。

第三番目の法案が、御存じのごとく今提案されております暫定予算が、昭和二十九年度の補正以降の予算というものを標準にいたしまして、それを二カ月延ばすというふうな形になっております。従つてその予算のうらはらで

ありますところの行政の実態も、これを現在のまま二カ月延ばしていただきたいと、こういうふうな内容を持ちます期限法でございす。その期限の延長の法案でございす。

で、その第一は、国債整理基金への繰入れに關する現行法を、暫定予算の期間中二カ月延ばしていただきたい、こういう内容でございす、そこに新旧対照表としまして、「昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律」というのがございす、それを御覧になつていただきます。この法律は三つの条文から成つておりますが、内容としては、二つの点でございまして、第一は、従来ずっと行われて参りました国債の償還のために、国債償還の百分の百十六を一般会計から国債整理基金特別会計へ繰り入れるという規定を停止する規定でございす。この百分の百十六という率が、昭和七年に於ては別個の法律が出ておまして、現在は百分の百十六の三分の一というふうになつておりますが、これは混乱いたすから、一處百分の百十六というふうになり、この第一條の規定をお読みになるときに、御記憶願つておけばけっこうでございす、この百分の百十六という比率は、大正四年の當時におきまして、當時毎年三千万円見當の減債基金の繰入れをやつておたのでございす、その當時国債償還の百分の百十六がちょうど三千万円に相当しておたという非常に古い歴史的な沿革を持つてゐるのでございまして、その後国債の額というものも非常に変化して参りまして、この前の戦争で非

常にたくさん国債も發行されましたが、その後の通貨金融事情の變化によりまして、現在におきましては、約四千五百億程度の国債が残つております。で、この国債の金額というものは、ほかの国の国債に比べますといつて、大した金額ではないのであります、大体一年の歳出規模の約二分の一程度のもののでございす。諸外国におきましては、たとえばアメリカにしましても、イギリスにしましても、毎年の歳出規模の五倍とか、六倍とか非常に大きな金額の国債が残つておりますが、わが国におきましては、戦後のインフレーションによりまして、国債の残高というものは、現在の貨幣価値から申しますと、大した金額にはなつておりません。で、ありますけれども、主計當局といたしましては、この国債残高というものをどういうふうにして減らしていくか、健全財政の理想から申しますと、国債のごとき借金がない方が理想なんでございまして、現在国債の利子とか、あるいは償還金が予算に對して非常な重圧になつてゐるというわけではございせんけれども、これを毎年平準化して償還するといふような計画を立てるために、国債整理基金特別会計法というものを數年來研究しております。これを何とか改正いたしまして、毎年平準化した国債の償還をいたしたい、こういうふうになつてきたわけでございます。従つてこの法律も、このように簡單な内容であるにかかわらず、毎年毎年一年ずつ延ばしてゐるというものは、そこに意味があるのでございまして、いづれ国債整理基金特別会計法を根本的に改正いたしますときに、その中にこ

の三つの条文も吸収しようと、そういうふうな考へてやうて来たわけでございます。

そこで今年度もそうした国債整理基金特別会計法の根本的改正を考へておつたわけでございますが、暫定予算になつて、この四月、五月につきました。これは現状維持ということになりましたので、この規定ももう二ヵ月延ばしていただいて、その間は財政法六条の、いわゆる剰余金の二分の一ということとを原則にしていたきたい、こういうふうな規定でございます。

それから第二条、第三条、これも二十九年度までの法律の有効期限を、四月、五月、二ヵ月暫定予算の期間中延ばさうという意味のものでございますが、この二条と三条の二つの条文は、従来特別会計でありました国債と、それから電信電話公社、この二公社が特別会計から公社に移りますときに、従来特別会計で発行しておりました国債といふものを、公社になりましたために一般会計に全部肩がわりをいたしました。その肩がわりをいたしました国債と同じ条件の債務を公社が一般会計に對して負うといふふうな、そういう法律関係の変動があつたわけでございます。これは公社が国債を発行するのにおかしいわけでありまして、当然公社に形を變更いたしますときに、そういう技術的な債権債務関係の整理をいたしたわけでございますが、その結果公社から毎年、従来公社が特別会計の當時に発行しておりましたところの国債の元利払いをいたさねばならぬわけでありまして、それを一般会計を通して国債整理基金特別会計に繰り入れるといふのは非常に複雑でございます。

で、特別会計當時と同じように、公社から直接に国債整理基金特別会計へ繰り入れるという方法にいたしましたのがこの第二条、第三条の趣旨でございます。で、第二条は今申し上げましたように、直接に公社から国債整理基金特別会計へ繰り入れることができる。それは国債整理基金特別会計として歳入とするのだ。第三条は公社から繰り入れた繰り入れがございまして、一般会計から繰り入れる分は繰り入れないでよろしい、こういう意味の規定でございます。これで国債整理基金に充てべき資金の繰入の特例に関する法律の有効期限を延長いたします内容の御説明にいたします。

それから第二は、補助金等の臨時特例等に関する法律、これも御存じのことと、昭和三十年の三月三十一日限りですが、これを暫定予算の二ヵ月間延期していただきたい、こういう意味でございます。で、補助金等の臨時特例等に関する法律と申しますのは、昨年御審議を願ひまして、約十五本ばかりの補助金に關しまして停止または補助金の率を下げるというふうな規定をいたした法律でございますが、その内容につきまして簡単に御説明申し上げます。これはまだ法律の全文をお配りしてないようでございますから、簡単に内容だけ御説明いたしまして、あとでその法律の全文をお配りいたします。

内容は文部省関係、厚生省関係、各省に亘つておりますが、一つはいわゆる公立定時制の高等学校の職員に對して、従来国庫補助をやつておりました

が、その国庫補助を停止するという規定でございますが、これは従来もずっと昭和二十五年の當時から地方交付税の中に算入してございまして、直接に補助金をやるという予算形態をとっておりませんでしたので、それを整理する条文でございます。

それからこれは非常に類似した規定でございますが、公民館とか図書館とかあるいは博物館といふふうなものについての補助を、これは法律によりまして大体職員費とかあるいは設備費とかあるいは基本的事業に要する経費といふふうな、そういう三つの補助の形をとつて来たわけでございますが、これも先ほど申し上げましたように、職員費につきましてはずっと交付金の中に算入されて来ておりますので、そうした従来の交付金との関係を調整する補助形態の制度とでも申しますか、そういう条文でございます。それと同時に、こういうふうな公民館とか図書館とかあるいは博物館といふふうなもの、それぞれこの地方のいろいろな制度として、大分割合込んでおるといふ意味から、従来この三分の一の補助率を四分の一に下げる、こういうふうな規定でございます。

それからこの文部省関係でございますが、産業教育関係の教科書、これはたとえば、いろいろな職業教育に必要な教科書でございますが、そういう教科書につきましては非常に発行部数が少いといふふうな意味から、その定価を非常に抑えますといふと、その発行会社のはうで採算がとれないという意味から、編集費及び製版費、これはまあ文部省が著作権を持っております教科書と然らざるものと違ひますけれども、

そうした教科書に對して編集費と製版費を補助しておつたわけでございますが、これは昭和二十八年當時に一度補助をしまして、理屈から申しますと、こうした補助を一度すれば、その後の毎年の発行経費といふものは編集費も製版費も無料になるわけでございますから、その後は新しい新しい教科書が出ない限りにおいては、大体において教科書の発行もできるというふうな意味から、これは適用を停止しております。又この産業教育関係のことにつきましては、これはある意味におきましては、学生が出ましたあとでも非常に参考になるものでございまして、学校中だけでなく、その後にもある程度職業関係の参考書になるといふ意味から申しますと、ある程度定価が高くなつてもいいんじやなからうかといふふうな意味もあるようでございます。

それからもう一つは、この文部省関係で問題になっておりますのは、新入学生の児童に對する教科用圖書の無償給与の規定でございますが、これは去年もいろいろ問題になつたわけでございますが、こういうふうに金持も貧乏人もともに一律に新入学生に教科書を給与するといふよりは、たとえば貧乏な家庭の子弟に對するは首領と云ふような身体障害を持っております子供に重点的に補助をいたすほうがいいんじやなからうかといふことで、そうした重点的な補助に切換えてこの規定を停止しておる規定でございます。

それからその次は厚生省関係に約四本の補助制度の改正規定がございますが、これはまず第一には母子手帳の経費、母子手帳と申しますのは戦時中から非常に物が不足してございまして、母

子手帳によりまして、いろいろな特殊な物が特配になりました時代におきましては、非常に意味を持つておつたのでございまして、最近はそのような配給制度がなくなりまして殆んどこの母子手帳の意味を持っておりますので、母子手帳に對する補助金を停止いたしました。交付税のほうに回わさう、こういう規定でございます。

あとは似たような規定でございますが、性病診療所とそれから精神衛生相談所の経費に關しまして、二分の一を四分の一に切り下げる。切り下げた分は交付税のほうに回わす、こういう規定でございますが、こうした諸制度はともに見ておいては、ある程度中央の行政の中に溶け込んでおりますので、交付税に回わしまして地方の自由な財源の一部で有効に運用したほうがいいのではないかと、こういう規定でございます。

その次は母子相談員に要する経費の補助金でございますが、これも今申し上げましたような意味から交付税に回わして中止しよう、こういう意味でございます。

それからその次は農林省関係の補助制度に關する二、三の点でございますが、まず第一番目は漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会、これに關しまして、この補助金は従来全額國が負担しておつたわけでございますが、この特例法によりまして、委員会手当は全額、その他については三分の二といふふうな補助金を下げております。これは、これに非常によく似ておりますが、農業委員会の制度と右へならえをさしたわけでございますので、農業委員会の補助率は委員手当については全額、

その他については大体平均三分の二になつておりますので、従来の権衡からこれを三分の二に下げた。

その次は家畜伝染病予防法に基く負担金の特例でございますが、家畜伝染病予防法関係についてはいろいろ防疫関係の職員が出張します旅費とか、あるいは一定の病氣のために使います薬品につきましては、従来全額負担になつておるのでございますが、この特例法によりましてその伝染病の中でも寄生虫に關する病氣だけにつきましては補助率を従来の全額を二分の一にしより、こういう意味でございます。それは具体的にどういふものかと云いますと、たとえば馬とか牛とか豚に「だに」がたかつたり、あるいは回虫とか条虫が寄生しましたときに、それを駆除しますところの薬を飲ませますと、その薬については従来全額補助をしておつたわけでありましたが、寄生虫に關しましては蔓延とかそういうような全国的な意味からのいわゆる予防措置というよりは、むしろそうした駆除によりまして、牛とか豚とかいう家畜は非常にふとるわけでありまして、その駆除した結果については個人の利益が非常に増加するわけでありまして、そういう意味からも国が全額負担するのはおかしいので、われわれも駆除のためにサントニンを飲むときに、人間も自分のために飲むので、これは一応二分の一にしたいという考えであります。その次は水産資源保護法に基く水産資源保護法の規定によりまして、保護水面の管理計画というものを県知事が立てますが、その管理計画に要する経費を従来国が全額見ておりましたが、たとえば「はまぐり」だとかそういうした

浅海面のいろいろな魚介類の増殖施設その他に關する経費というものは、これは一面にはそうしたローカルな利益にも非常に關係が深いわけでございますから、そうしたこの受益負担の面も入れまして、従来の全額負担というのを二分の一にしたい、こういう意味でございます。(今の何だかたかな)と呼ぶ者あり)水産資源保護水面というものがございまして、たとえば千葉の海岸に「はまぐり」が非常によくでますと云うと、その「はまぐり」を増殖しますために増殖施設とか、そういうものを行うわけでございますが、その増殖施設を作ります経費というものは、管理計画に基いて都道府県知事が出しますもので、従来国が全額出しておつたわけでございます。しかし「はまぐり」の漁場があればいろいろな観光客も来るだろうし、非常に受益者負担も強いわけでございますから、その意味において国が全額負担というのもおかしいので、補助率を二分の一にするのが適當ではないかというものが、この特例法のいわゆる水産資源保護法に基く負担の特例の内容でございます。それから次は漁船の損害補償法でございますが、これは法律では一トンから百トン未満までの漁船を義務法の対象にしまして、その保険料率の補助金をとつたわけでございます。それを政府で指定する指定業者といたしまして、一トンないし二十トンの漁船に限つたわけでございますが、これはその後参議院の付帯決議等も尊重いたしまして、去年の補正予算を機会に大体一トンから百トン未満まで義務法の対象にいたしまして、国が保険料率の一部を補助するようにいたしましたので、

大体これはもとへ戻っております。従つてこれには特例法によつて一時制衡したわけでございますが、またこの実体法に戻つておりますので、これは余り問題がないかと思ひます。それからその次はいわゆる外航船舶の建造融資の利子補給及び損失補償に關する利子補給の一部停止でございますが、普通の金融機関から貸し出しますところの外航船舶の建造資金につきましては、普通の金融機関からの利息は、これを低利にするためにその一部を国が負担しておるわけでありまして、日本開港銀行から貸し出しますものも、やはり利子補給契約の対象になつておるわけでございますが、日本開港銀行に關しましてはこれを現在直接利子補給の対象にしないで、あとになつて、たとえば船会社が非常に有利なときに取り立てるとか、その他の措置ができるわけでございます。この日本開港銀行からの利子補給契約の規定はこれを停止するという条文でございます。その次は、地方鉄道の軌道整備法に基きますところの補助でございますが、これは御承知のごとく非常に産業の振興上必要な地方鉄道の新線を作りますと云うと、その営業用固定資産の六%を補助する。それからまた産業振興上非常に必要で、現在ございします私鉄でございしますも、その改良のために金を出しますときには、改良のために投じた営業用固定資産につきまして六%の補助をする。それから老朽線でございます、その老朽線がほかと並行線あるいはバスの便などがなくて、非常に地方民の生活に必要な場合には、この地方鉄道の何といひます

か、代替線がないという点からの地方的意味を考えまして、その赤字を補助する、こういうふうな規定でございますが、これはそれぞれその具体的な事例に際しまして適當な補助率の増減をするのが適當でございまして、そういう意味からすべて六%、あるいは赤字と書いておられますのを、すべてそれを限度とするというふうな制限をおいた規定でございます。それからその次は建設費関係のものでございますが、これは一条だけでございまして、いわゆる公営住宅法に基きますところの住宅建設につきましては、その費用の二分の一を国が補助しておるわけでございます。これはこの原則は依然として残つておるわけでございます。第一種公営住宅の中にも非常に贅沢だと申ししますか、この場合制限をいたしましたのは、地上の階数が七階以上あるところの耐火構造の住宅、これはまあ普通の第一種公営住宅の建設というのに対してまして、五割くらい高いわけでありまして、しかもそれにはエレベーターもあるし、暖房設備もあるというふうな、非常に規格の高い公営住宅でございます。その中で、そういうふうな公営住宅に住む人間の所得としましては、家賃の負担能力も高いだろうというふうなことから、国の補助率を従来の二分の一から五分の二に下げるといふ規定でございまして、規定の改正は二分の一とあります。その二分の一以内というふうに読み替へております。それからこうした公営住宅関係の指導監督関係の経費につきましては、従来国から都道府県知事に交付金として渡されておりましたが、その交付金の全

額を従来国が負担しておりましたのを、こうした住宅につきましては地方的な利益もあるからということとその費用の一部を国が負担して、都道府県もある程度の負担をするようにというのが、この規定の内容であります。こういうふうな内容の特例法をこの暫定予算の期間中、二ヵ月だけ延ばしていただきたと申しますのは、先ほど申し上げましたように、暫定予算の内容が昭和二十九年年度補正後の行政的な実態、あるいは予算積算をそのまゝ二ヵ月引き延ばすというふうな形になつておるもので、そのうちは行政の事態を二ヵ月調整さしていただきたというふうな意味から、今度の期限法の延長を提案しているような次第でございます。○政府委員(正司啓次郎君) 以上で各法案の内容の御説明を終つたわけでございますが、お聞きの通り特別会計の廃止は全く手続的な規定でございまして、税法の改正はそのまゝ七月から新しく改正のあるまで据えおこう。議入の面がさうになりますと、当然議出の面もこれに見合ひまして、現在の規模でそのまゝ延ばしていただきた、かようなきつめて事務的な規定でございまして、便宜内容の御説明を申し上げましたが、内容の御審議という点よりは、むしろ暫定予算を御議決願ひます前提出したしまして、現在の議入議出の法律をそのまゝ三つと二ヵ月なり三ヵ月お延ばしただきたい、かような趣旨で御提案申し上げております次第でございますから、なにとぞ暫定予算に伴ひまして必要最小限の措置である点を御了承たまひまして、私ども御提案に御賛成いただけたら幸いです。

ずかしいむずかしいで、取る方はむずかしいので、削る方は簡単な、そんなばかたことをされたのではたまらない。この点十分資料を提出してもらって検討していくことにして、今日は保留しますから、この次資料を提出してもらった後に検討していくことにします。

○委員長(青木一男君) 質疑はこの程度で本日は散会いたしたいと思ひます。次回は来週火曜日二十九日の午後一時より開会いたす予定でございます。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時八分散会

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国営競馬特別会計法を廃止する法律案

一、期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案

国営競馬特別会計法を廃止する法律案

国営競馬特別会計法を廃止する法律案

国営競馬特別会計法(昭和二十四年法律第四十二号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和三十年四月一日から施行する。

2 国営競馬特別会計の昭和二十九年分の入支出並びに昭和二十八年分及び昭和二十九年分の入支出に關しては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際国営競馬特別会計に属する資産(現金及び昭和二十九年分の入金に係る権利を除く)及び負債(昭和二十九年分中に支払義務が生じた支出金でこの法律の施行前に支出されたもの)は、この法律の施行の際、一般会計に帰属するものとする。

附則

第五部 大蔵委員会會議録第一号 昭和三十年三月二十六日【参議院】

別会計に属する資産(現金及び昭和二十九年分の入金に係る権利を除く)及び負債(昭和二十九年分中に支払義務が生じた支出金でこの法律の施行前に支出されたもの)は、この法律の施行の際、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属するもののほか、国営競馬特別会計の昭和二十九年分の出納の完結の際同会計に属する資産及び負債は、その出納の完結の際、一般会計に帰属するものとする。

5 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則

期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案

期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案

附則

期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案

附則

期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案

附則

期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案

附則

第五部 大蔵委員会會議録第一号 昭和三十年三月二十六日【参議院】

第二項及び第三項、第二條の四並びに第二條の五第一項中「昭和三十年三月三十一日」をそれぞれ「昭和三十年六月三十日」に改める。

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

第五部 大蔵委員会會議録第一号 昭和三十年三月二十六日【参議院】

号)の一部を次のように改正する。

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

第五部 大蔵委員会會議録第一号 昭和三十年三月二十六日【参議院】

昭和三十年三月三十一日印刷

昭和三十年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局